

○門真市附属機関に関する条例施行規則

平成25年3月29日門真市規則第16号

改正

平成25年7月3日門真市規則第40号
平成26年3月31日門真市規則第40号
平成26年11月21日門真市規則第61号
平成27年3月26日門真市規則第16号
平成27年5月19日門真市規則第33号
平成28年3月31日門真市規則第45号
平成29年3月28日門真市規則第16号
平成30年3月29日門真市規則第13号
平成30年6月11日門真市規則第24号
平成30年9月25日門真市規則第33号
平成31年3月29日門真市規則第20号
令和2年3月26日門真市規則第25号
令和2年9月24日門真市規則第56号
令和2年11月20日門真市規則第57号
令和3年3月30日門真市規則第19号
令和4年3月29日門真市規則第18号
令和4年6月30日門真市規則第29号
令和4年9月29日門真市規則第34号
令和4年12月16日門真市規則第39号
令和5年3月30日門真市規則第11号
令和5年7月6日門真市規則第19号
令和5年9月29日門真市規則第24号
令和6年3月29日門真市規則第24号

門真市附属機関に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるもの

を除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表1の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

（関係者の出席等）

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 門真市住居表示審議会規則（昭和39年規則第11号）
- (2) 門真市医療事故調査委員会規則（昭和51年門真市規則第13号）
- (3) 門真市交通問題対策協議会規則（昭和52年門真市規則第23号）
- (4) 門真市予防接種健康被害調査委員会規則（昭和53年門真市規則第3号）
- (5) 門真市個人情報保護審議会規則（平成12年門真市規則第38号）

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に前項に掲げる規則の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者は、それぞれこの規則の規定により委員として引き続き在任するものとし、その任期は、別表の任期の欄に掲げる任期にかかわらず、前項の規則の規定に基づく委員としての残任期間とする。
- 4 この規則の施行の際現に附則第2項に掲げる規則の規定により定められた会長等又は副会長等である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第4条第1項の規定により会長等又は副会長等として定められた者とみなす。

附 則（平成25年7月3日門真市規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日門真市規則第40号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月21日門真市規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月26日門真市規則第16号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 5 月19日門真市規則第33号）

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日門真市規則第45号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月28日門真市規則第16号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月29日門真市規則第13号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 6 月11日門真市規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年 9 月25日門真市規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日門真市規則第20号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月26日門真市規則第25号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月24日門真市規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年11月20日門真市規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日門真市規則第19号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月29日門真市規則第18号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月30日門真市規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月29日門真市規則第34号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の委員の任期は、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条及び別表門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。
- 3 この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市地域包括支援センター運営協議会の委員の任期は、新規則第2条及び別表門真市地域包括支援センター運営協議会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

附 則（令和4年12月16日門真市規則第39号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日門真市規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市地域密着型サービス等運営委員会の委員の任期は、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例施行規則第2条及び別表門真市地域密着型サービス等運営委員会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和9年3月31日までとする。

附 則（令和5年7月6日門真市規則第19号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市ものづくり産業振興懇話会の委員の任期は、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例施行規則第2条及び別表門真市ものづくり産業振興懇話会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和10年3月31日までとする。

附 則（令和5年9月29日門真市規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日門真市規則第24号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条—第4条関係）

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市建設事業再評価委員会	委員長 副委員長	5人以内	学識経験者	委嘱の日から当該事業の評価を終了する時まで	企画財政部企画課
門真市カドマイスター認定委員会	委員長 副委員長	7人以内	(1) 学識経験者 (2) 中小企業診断士 (3) 商工業団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 本市の職員	委嘱又は任命の日から市長による認定が終了する時まで	市民文化 部産業振 興課
門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 中小企業診断士 (3) 商工業団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該事業の審査及び選定を終了する時まで	市民文化 部産業振 興課
門真市認定農業者・認定新規就農者認定委員会	委員長 副委員長	7人以内	(1) 農業団体を代表する者 (2) 門真市農業委員会を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 本市の職員	2年	市民文化 部産業振 興課
門真市社会福祉法人設立認可等審査会	会長 副会長	4人以内	(1) 学識経験者 (2) 弁護士 (3) 公認会計士 (4) 本市の職員	2年	保健福祉 部福祉政 策課
門真市地域福祉計画審議会	会長 副会長	17人以内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者	委嘱の日から当該諮問	保健福祉 部福祉政

			(3) 関係団体を代表する者 (4) 市民の代表 (5) 関係行政機関の職員	に係る答申 が終了する 時まで	策課
門真市地域福祉計画推進協議会	会長 副会長	15人以 内	(1) 地域福祉団体等を代表する者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 市民の代表 (4) 本市の職員	委嘱又は任命の日から 当該計画期間が終了する 時まで	保健福祉部福祉政策課
門真市医療事故調査委員会	委員長 副委員長	12人以 内	(1) 医療団体を代表する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 本市の職員	2年	保健福祉部健康増進課
門真市健康増進計画・食育推進計画審議会	会長 副会長	14人以 内	(1) 学識経験者 (2) 保健・医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 地域団体を代表する者 (5) 教育団体を代表する者 (6) 関係団体を代表する者 (7) 市民の代表 (8) 関係行政機関の職員 (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱の日から 当該諮問に係る答申 が終了する 時まで	保健福祉部健康増進課
門真市予防接種健康被害調査委員会	委員長 副委員長	7人以 内	(1) 大阪府知事が推薦した医師 (2) 医療団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 本市の職員	2年	保健福祉部健康増進課
門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	会長 副会長	20人以 内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 市民団体を代表する者	3年	保健福祉部高齢福祉課

会			(5) 市民の代表 (6) 関係行政機関の職員 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者		
門真市養護老人ホーム入所判定委員会	委員長 副委員長	10人以上 内	(1) 医師 (2) 福祉施設を代表する者 (3) 本市の職員 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	1年	保健福祉部高齢福祉課
門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	8人以上 内	(1) 学識経験者 (2) 弁護士 (3) 本市の職員	2年	環境水道部環境政策課
門真市交通問題対策協議会	会長 副会長	20人以上 内	(1) 学識経験者 (2) 交通運輸関係団体を代表する者 (3) 市民団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員	2年	まちづくり部道路公園課
門真市住居表示審議会	会長 副会長	20人以上 内	(1) 学識経験者 (2) 市議会議員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市民の代表	1年	まちづくり部都市政策課
門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会	会長 副会長	15人以上 内	(1) 学識経験者 (2) 保健・医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 地域団体を代表する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 関係行政機関の職員 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	2年	保健福祉部健康増進課

門真市障害者 地域協議会	会長 副会長	16人以 内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 教育団体を代表する者 (5) 関係団体を代表する者 (6) 本市の職員 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が 必要と認める者	2年	保健福祉 部障がい 福祉課
門真市行政不 服審査会	会長 副会長	3人以 内	(1) 学識経験者 (2) 弁護士	2年	総務部総 務課
門真市児童福 祉審議会	委員長 副委員長	8人以 内	(1) 学識経験者 (2) 児童福祉事業に従事する者	2年	こども部 こども政 策課
門真市子ども・子育て会 議	委員長 副委員長	20人以 内	(1) 学識経験者 (2) 医療団体を代表する者 (3) 地域福祉団体等を代表する者 (4) 市民団体を代表する者 (5) 保護者の代表 (6) 事業者を代表する者 (7) 労働者を代表する者 (8) 子育て関係事業の実施に関係のあ る者 (9) 市民の代表 (10) 関係行政機関の職員	2年	こども部 こども政 策課
門真市立放課 後児童クラブ 運営事業委託 事業者選定委 員会	委員長 副委員長	6人以 内	(1) 学識経験者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 門真市立学校長 (4) 本市の職員	委嘱又は任 命の日から 当該委託事 業者の選定 を終了する	こども部 子育て支 援課

				時まで	
門真市地域子育て支援センター運営事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	こども部 子育て支援課
門真市門真プラザ再整備事業支援業務委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	まちづくり部都市政策課
門真市いじめ問題再調査委員会	委員長 副委員長	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱の日から当該調査が終了する時まで	市民文化部 人権市民相談課
門真市子ども読書活動推進計画審議会	委員長 副委員長	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 門真市PTA協議会を代表する者 (3) 門真市社会教育委員を代表する者 (4) 門真市立図書館協議会を代表する者 (5) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	市民文化部 図書館
門真市国民健康保険データヘルス計画及び門真市特定健康診査等実施計画推進委	委員長 副委員長	7人以内	(1) 保健・医療団体を代表する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 本市の職員 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱又は任命の日から当該計画期間が終了する時まで	保健福祉部健康保険課

員会					
門真市子どもの未来応援プログラムの事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 地域福祉団体等を代表する者 (3) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	こども部 こども政策課
門真市地方創生検証委員会	委員長 副委員長	10人以内	(1) 学識経験者 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	5年	企画財政部 企画課
門真市総合交通戦略策定協議会	会長 副会長	21人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民団体を代表する者 (3) 関係団体を代表する者 (4) 事業者を代表する者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	まちづくり部 地域整備課
(仮称) 門真市立生涯学習複合施設整備事業者選定委員会	委員長 副委員長	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該事業者の選定を終了する時まで	市民文化部 生涯学習課
門真市地域公共交通会議	会長 副会長	30人以内	(1) 学識経験者 (2) 交通運輸関係団体を代表する者 (3) 交通運輸関係団体の労働者を代表する者 (4) 市民の代表 (5) 関係行政機関の職員 (6) 本市の職員	5年	まちづくり部 地域整備課

			(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者		
門真市地域包括支援センター運営協議会	会長 副会長	12人以上	(1) 学識経験者 (2) 保健・医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 介護保険の被保険者を代表する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	3年	保健福祉部高齢福祉課
門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	6人以上	(1) 学識経験者 (2) 公認会計士 (3) 保健・医療団体を代表する者 (4) 福祉団体を代表する者 (5) 本市の職員 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	保健福祉部高齢福祉課
門真市介護保険施設等整備事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	6人以上	(1) 学識経験者 (2) 公認会計士 (3) 保健・医療団体を代表する者 (4) 福祉団体を代表する者 (5) 本市の職員 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	保健福祉部高齢福祉課
門真市地域密着型サービス等運営委員会	委員長 副委員長	6人以上	(1) 学識経験者 (2) 保健・医療団体を代表する者 (3) 福祉団体を代表する者 (4) 介護保険の被保険者を代表する者 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	3年	保健福祉部高齢福祉課
門真市ものづくり	会長 副会長	10人以上	(1) 学識経験者	5年	市民文化

くり産業振興 懇話会	長	内	(2) 商工業団体を代表する者 (3) 事業者を代表する者 (4) 金融機関を代表する者 (5) 関係行政機関の職員 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が 必要と認める者		部産業振 興課
門真市庁舎エ リア整備事業 委託事業者選 定委員会	委員長 副委員長	6人以 内	(1) 学識経験者 (2) 本市の職員	委嘱又は任 命の日から 当該委託事 業者の選定 を終了する 時まで	まちづく り部庁舎 エリア整 備課

一部改正〔平成25年門真市規則40号・26年40号・61号・27年16号・33号・28年45号・29年16号・30年13号・24号・33号・31年20号・令和2年25号・56号・57号・3年19号・4年18号・29号・34号・39号・5年11号・19号・24号・6年24号〕